

第 73 回 監査・保証基準委員会有識者懇談会 次第

2026 年 7 月 1 日（水）15 時 00 分～16 時 50 分
於：日本公認会計士協会 202 会議室（及び Microsoft Teams）

I 開 会

II 議 事

1. 審議事項

- (1) 監査・保証基準委員会有識者懇談会内規の改正

2. 意見聴取

- (1) 監査基準報告書 240「財務諸表監査における不正」の改正
- (2) 監査基準報告書 560「後発事象」の改正
- (3) 監査基準報告書及び実務指針の改正（倫理規則の改正を踏まえた、専門家の業務の利用及び「公に取引されている事業体」に関する対応）
- (4) IAASB ボード会議の活動状況
 - ① IAASB 2025 年 12 月ボード会議以降の活動状況
 - ② ISRE 2410 改訂（公開草案）の概要

3. 報告

- (1) 監査実務指針等の適合修正の実施

4. 資料配付

- (1) 監査・保証に関連する公表物・周知活動

III 閉 会

以 上

配 付 資 料

No.	資 料
935	監査・保証基準委員会有識者懇談会内規（改正案）
936	監査基準報告書 240「財務諸表監査における不正」の改正（公開草案）の概要
937	監査基準報告書 240「財務諸表監査における不正」の改正文案
938	監査基準報告書 240「財務諸表監査における不正」の改正に伴う適合修正文案
939	監査基準報告書 560「後発事象」の改正（公開草案）の概要
940	監査基準報告書 560「後発事象」の改正文案
941	監査基準報告書 560「後発事象」の改正に伴う適合修正案
942	監査基準報告書及び実務指針の改正（公開草案）の概要
943	監査基準報告書及び実務指針の改正文案
944	IAASB ボード会議の活動状況公表
945	ISRE 2410 改訂（公開草案）の概要公表
946	監査実務指針等の適合修正の実施
947	監査実務指針等の適合修正案
948	監査・保証に関連する公表物・周知活動

以 上

監査・保証基準委員会有識者懇談会 委員名簿

(2026 年 7 月 1 日現在)

(敬称略)

	氏 名	現 職
議長	堀 江 正 之	日本大学 商学部 特任教授
委員 (議長代行)	松 本 祥 尚	関西大学 会計専門職大学院 教授
委員	魚 住 康 博	一般社団法人日本経済団体連合会 経済基盤本部 本部長
委員	片 山 一 夫	公益社団法人日本証券アナリスト協会 常務理事
委員	川 西 安 喜	企業会計基準委員会 委員長
委員	後 藤 敏 文	公益社団法人日本監査役協会 専務理事
委員	高 橋 直 也	株式会社東京証券取引所 執行役員
委員	水 谷 英 一	味の素株式会社 執行役常務 財務担当
委員	弥 永 真 生	明治大学 専門職大学院会計専門職研究科 専任教授
オブザーバー	反 町 泰 貴	金融庁 企画市場局企業開示課 開示業務室長

以 上

監査基準報告書240「財務諸表監査における不正」の 改正（公開草案）の概要

第73回 監査・保証基準委員会有識者懇談会

2026年 7月 1日



目次

1. 本改正の経緯
2. 主な改正内容
 - (1) 不正又は不正の疑いが識別された場合の要求事項
 - (2) 不正による重要な虚偽表示リスクの識別と評価
 - (3) 評価した不正による重要な虚偽表示リスクへの対応
 - (4) 経営者及び監査役等とのコミュニケーション
 - (5) 不正に関連する監査上の主要な検討事項
 - (6) 職業的専門家としての懐疑心
3. 我が国固有の対応
 - (1) 不正リスク対応基準との関係を踏まえた整理
 - (2) 監査基準報告書及び関連する公表物の起草方針に基づく対応
 - (3) その他の我が国固有の追加及び削除・簡略化（付録参照）
4. 監基報240の改正に伴う監基報等の適合修正
5. 適用時期
6. 今後のスケジュール・ディスカッションポイント

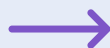


1. 本改正の経緯

1. 本改正の経緯



様々な企業の倒産及び不祥事



不正に対する人々の関心の高まり



財務諸表監査における不正に関する監査人の役割及び責任についても、
利害関係者から疑問が呈される

国際監査・保証基準審議会（IAASB）は、2025年7月に、以下を目的として、
国際監査基準（ISA） 240（Revised）, The Auditor's Responsibilities Relating to Fraud in an Audit of Financial Statementsを公表

- ・ 財務諸表監査における、不正に関連する監査人の役割と責任を明瞭化する。
- ・ 行動の一貫性を促進し、不正に関連して識別した重要な虚偽表示リスクへの有効な対応を促す。
- ・ 監査の過程を通じて、不正に関連する監査手続において職業的懐疑心を適切に発揮することの重要性を強調する。
- ・ 不正に関連した手続の透明性の強化を適切な形で行う。

▶ 上記の公表を受け、日本公認会計士協会では、**監査基準報告書240「財務諸表監査における不正」の改正**の検討を行った。

2. 主な改正内容

- (1) 不正又は不正の疑いが識別された場合の要求事項
- (2) 不正による重要な虚偽表示リスクの識別と評価
- (3) 評価した不正による重要な虚偽表示リスクへの対応
- (4) 経営者及び監査役等とのコミュニケーション
- (5) 不正に関連する監査上の主要な検討事項
- (6) 職業的専門家としての懐疑心

2. 主な改正内容

- 監査基準報告書240の主な改正点は以下のとおりであり、次スライド以降で説明する。

監査人の手続の改正

(1) 不正又は不正の疑いが識別された場合の
要求事項

(2) 不正による重要な虚偽表示リスクの識別
と評価

(3) 評価した不正による重要な虚偽表示リス
クへの対応

コミュニケーションの強化

(4) 経営者及び監査役等とのコミュニケー
ション

監査報告書利用者に対する透明性の向上

(5) 不正に関連する監査上の主要な検討事項

その他

(6) 職業的専門家としての懐疑心

(1) 不正又は不正の疑いが識別された場合の要求事項 (1/2)

- 「不正又は不正の疑い」という新しいセクションを設け、**不正又は不正の疑いが識別された場合の要求事項**を記載している。主な内容は以下のとおり。

「**不正又は不正の疑い**」は、監査手続の実施の際に監査人が直接識別したものに加え、企業内外の者による不正の申立てが含まれる。（第7項及びA10項）

第55項

監査業務への影響を判断するため、当該**不正又は不正の疑いについて理解**する。その際、以下を実施する。

- **適切な階層の経営者及び適切な場合には監査役等に対して質問**を行う。
- 企業による調査プロセスがある場合、当該プロセスが状況に応じて適切かどうかを評価する。
- 企業が是正措置を実施している場合、当該是正措置が状況に応じて適切かどうかを評価する。

第56項

上記の手続に基づき**明らかに軽微と判断されたもの以外**の不正又は不正の疑いについて、以下を実施する。

- 監査基準報告書315に従い、不正による重要な虚偽表示リスクの識別と評価に対する適切な基礎を得るために**追加的なリスク評価手続を実施**するかどうか決定する。
- 監査基準報告書330に従い、不正による重要な虚偽表示リスクに適切に対応するための**リスク対応手続を立案し実施**するかどうか決定する。
- 監査基準報告書250に従い、企業の違法行為について、監査人が法令や職業倫理規程に基づく**追加の責任を有するか**どうか判断する。
- 該当する場合、過年度の監査に与える影響を検討する。

（次ページへ続く）

(1) 不正又は不正の疑いが識別された場合の要求事項 (2/2)

(前ページから続き)

第57項

不正による虚偽表示を識別した場合、以下を実施する。

- 虚偽表示を生じさせた定量的・定性的状況の性質を考慮し、識別した虚偽表示が重要かどうかを判断する。
- 識別した不正又は不正の疑いに関連する内部統制の不備が存在するかどうかを判断する。
- 経営者が関与していると考えられる理由がある場合を含め、虚偽表示が監査の他の局面に及ぼす影響を判断する。
- 虚偽表示を生じさせた状況又は条件が、従業員、経営者又は第三者による共謀の可能性を示す場合などを含め、経営者の陳述とこれまでに入手した監査証拠の信頼性を再検討する。

第58項

財務諸表に不正による重要な虚偽表示がある場合、又は不正による重要な虚偽表示があるかどうかを結論付けるに足る十分かつ適切な監査証拠を入手できないと判断した場合、以下を行う。

- 監査基準報告書705に従って、監査及び監査意見への影響を判断する。
- 適切な場合、法律専門家から助言を得る。

(2) 不正による重要な虚偽表示リスクの識別と評価

- 不正又は不正の疑いに関して、**監査基準報告書315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」**の要求事項をどのように適用するかを**明確化**している。

監基報315

他の情報源からの情報（第14項及び第15項）	▶
重要な虚偽表示の生じやすさについての討議（第16項）	▶
企業及び企業環境並びに適用される財務報告の枠組みの理解（第18項）	▶
企業の内部統制システムの構成要素の理解（第20項から第26項）	▶
重要な虚偽表示リスクの識別と評価（第27項から第33項）	▶

改正監基報240（明確化）

不正リスク要因の存在を示しているかどうかの考慮（第27項）
不正による重要な虚偽表示の可能性を踏まえた討議（第29項）
不正リスク要因による虚偽表示の生じやすさを高める事項の理解（第31項）
企業の内部統制システムの構成要素の理解に当たり、理解、質問又は実施しなければならない事項（第32項から第37項） ※ 企業に 通報制度等 がある場合には当該制度の理解、及び通報制度を通じて行われた 不正の申立てに対する経営者の対応 に関する理解を含む。
財務諸表全体レベルのリスクかアサーション・レベルのリスクか、内部統制のデザイン及び業務への適用の判断（第39項）

- 経営者による内部統制の無効化リスクを、財務諸表全体レベルの不正による重要な虚偽表示リスク**として取り扱うとともに、**アサーション・レベルのリスクの評価**に影響を及ぼすかどうかを判断する（第40項）。
- 収益認識において、不正による重要な虚偽表示リスクがあるという推定に変更はないが（第41項）、推定に**反論することは、通常適切でない**としている（A122項）。

(3) 評価した不正による重要な虚偽表示リスクへの対応

- 評価した不正による重要な虚偽表示リスクへの対応に関して、**監査基準報告書330「評価したリスクに対応する監査人の手続」**、**監査基準報告書540「会計上の見積りの監査」**及び**監査基準報告書520「分析的手続」**をどのように適用するかについて記載している。

監基報330、540及び520

評価した財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示リスクに応じた全般的な対応（監基報330第4項）

評価したアサーション・レベルによる重要な虚偽表示リスクに対する監査人の手続の立案及び実施（監基報330第5項）

経営者の偏向が存在する兆候を識別した場合の監査への影響の評価（監基報540第31項）

監査の最終段階で実施した分析的手続の結果の評価（監基報520第5項）

入手した監査証拠の十分性及び適切性の評価（監基報330第24項～第26項）

改正監基報240

評価した財務諸表全体レベルの不正による重要な虚偽表示リスクに応じた全般的な対応（第44項）

評価したアサーション・レベルの不正による重要な虚偽表示リスクに対する監査人の手続の立案及び実施（第46項）

経営者の偏向が存在する兆候を識別した場合の不正による重要な虚偽表示リスクを示すかどうかの評価（第50項～第51項）

監査の最終段階で実施した分析的手続の結果、これまで認識していなかった不正による重要な虚偽表示リスクを示していないかどうかを判断（第53項）

評価した不正による重要な虚偽表示リスクに対して実施した監査手続に基づく総括的評価（第54項）

- 評価した不正による重要な虚偽表示リスクに応じた対応を決定する際に、**企業が想定しない要素を組み込むことが要求されているが**（第43項）、どの程度組み込むかは職業的専門家としての判断事項である。また、想定しない要素の例示を追加している（A126項）。

(4) 経営者及び監査役等とのコミュニケーション

- 経営者及び監査役等とのコミュニケーションについて、継続的なコミュニケーションの重要性を強調するとともに、コミュニケーションすべき対象が拡大している。

継続的なコミュニケーションの強調

- 不正に関連する事項に関する経営者及び監査役等とのコミュニケーションについて、**監査の全過程を通じて**、適時にコミュニケーションを行うことを強調している（第25項）。
- 実施時期に関する例示を適用指針に追加している（A46項）。

不正又は不正の疑いに関するコミュニケーション

- 監査役等とコミュニケーションが求められる、経営者及び内部統制において重要な役割を担っている従業員以外の者による不正又は不正の疑いについて、「**財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性がある**不正又は不正の疑い（現行監基報240第38項(3)）」から「不正又は不正の疑い（**明らかに軽微なものを除く。**）」に変更することで、コミュニケーションすべき対象を拡大している（第65項(3)）。

(5) 不正に関連する監査上の主要な検討事項

- 監査上の主要な検討事項（KAM）の枠組みにおいて、不正に関連した以下の対応を行う。



- 監査役等とコミュニケーションを行った不正リスクを含む不正に関連する事項の中から、監査上特に注意を払った事項を決定。その際、以下を考慮（第60項）
 - 不正による重要な虚偽表示リスクの識別と評価
 - 不正又は不正の疑いの識別
 - 不正の防止及び発見に関連する内部統制の重要な不備の識別
- 上記に従い決定した事項の中から更に、当年度の財務諸表監査において、特に重要であると判断した事項をKAMとして決定（第61項）
 - ・ 不正に関連する事項は、監査人が特に注意を払った事項であることが多い（A179項）
 - ・ 財務諸表の利用者は不正に関連する事項に関心を示していることから、監査人が監査を実施する上で特に注意を払った不正に関連する事項は、通常、当年度の財務諸表の監査において特に重要な事項であり、よって監査上の主要な検討事項となる（A185項）
- 監査報告書の「監査上の主要な検討事項」区分において、不正に関連することが明確に分かるような適切な小見出しを付して記載（第62項）

(6) 職業的専門家としての懐疑心

- 不正リスク要因の存在を示す情報及び不正又は不正の疑いの兆候について、**監査の全過程を通じて注意を払う**ことを規定している（第20項）。
- 評価した不正による重要な虚偽表示リスクに対し、**経営者のアサーションを裏付けるであろう監査証拠を入手する方向、又は矛盾するであろう監査証拠を除外する方向に偏らない方法で監査手続を立案・実施**することを規定している（第42項）。
- 「**記録や証憑書類の真正性に疑いを抱く理由がある場合を除いて、通常、記録や証憑書類を真正なものとして受け入れることができる**」という一文を削除し（第22項）、疑いを抱く状況等の例を適用指針に追加している（A34項からA37項）。ただし、これは監査証拠として使用する情報の真正性に関する手続を増やすことを意図するものではない。

3. 我が国固有の対応

- (1) 不正リスク対応基準との関係を踏まえた整理
- (2) 監査基準報告書及び関連する公表物の起草方針に基づく対応
- (3) その他の我が国固有の追加及び削除・簡略化（付録参照）

(1) 不正リスク対応基準との関係を踏まえた整理 (1/2)

- 監基報240は、「監査における不正リスク対応基準」に準拠して監査を実施する際に遵守が求められる要求事項と関連する適用指針（項番号の冒頭に「F」が付されているもの）を日本独自で含めていた。また同基準を参考に、「F」を付さず日本独自で追加している他の監基報の参照項を設けていた。
- 監基報240の改正により、不正又は不正の疑いが識別された場合の要求事項を追加するが、「監査における不正リスク対応基準」の規定は、より詳細かつ具体的な要求内容を含むものであるため、「F」が付されている項を始めとする日本独自項は、原則として現行より引き継いでいる。
- ただし、一部の日本独自の項について、ISA 240の改訂を受けた監基報240の改正に同様の内容が含まれるため、日本独自での追加は不要とした。

現行監基報240

(日本独自項)

32-2. 監査人は、不正による重要な虚偽表示の兆候を示す状況を識別した場合には、監査基準報告書330第24項に従い、当該状況を考慮して、アサーション・レベルの不正による重要な虚偽表示リスクに関する**評価が依然として適切かどうか**を判断しなければならない（A47項参照）

(日本独自項)

F32-3. 監査人は、**不正による重要な虚偽表示リスクに対する十分かつ適切な監査証拠を入手したかどうか**を判断しなければならない。
（以下略）

改正監基報240

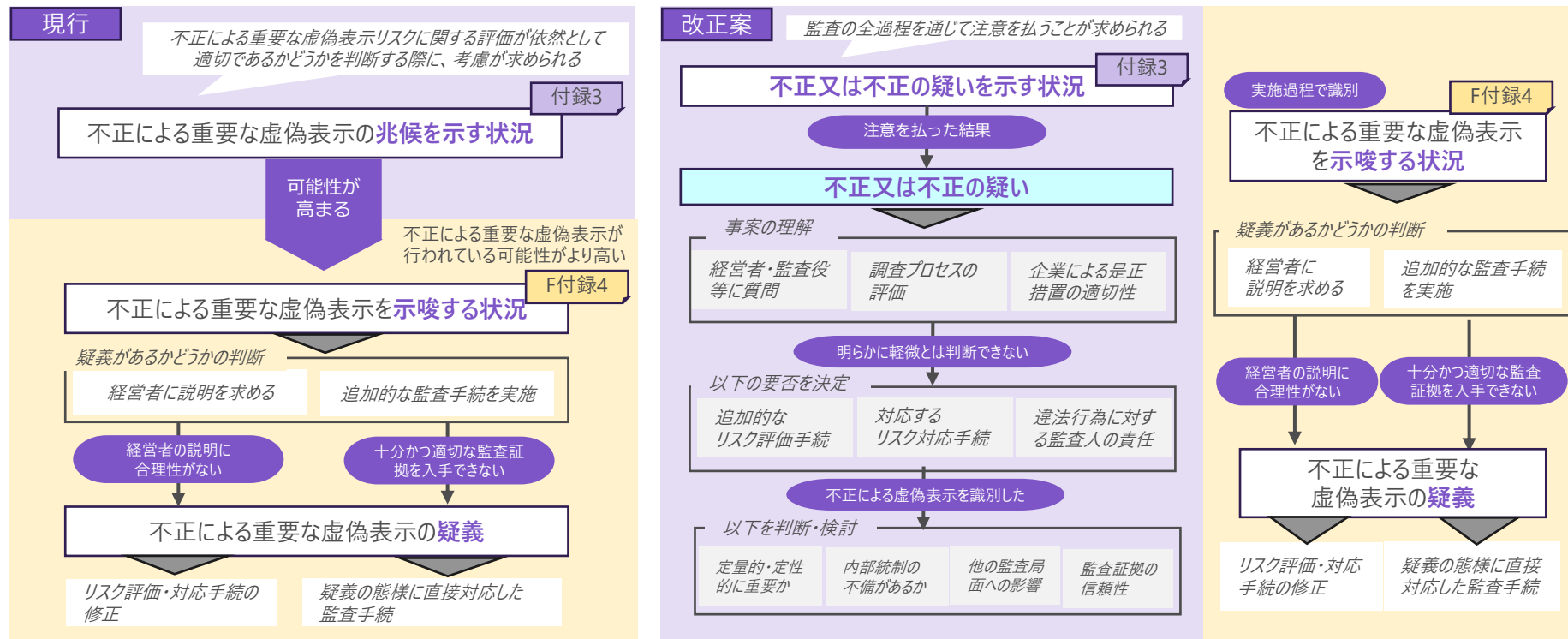
(ISA 240の改訂を受けた監基報240の改正)

54. 監査人は、監査基準報告書330第24項から第26項及びA59項からA61項を適用するに当たり、実施した監査手続及び入手した監査証拠に基づき、以下を評価しなければならない。

- (1) 不正による重要な虚偽表示リスクの**評価が依然として適切かどうか**。
- (2) 評価した**不正による重要な虚偽表示リスクに対応するために入手した監査証拠が十分かつ適切かどうか**。

(1) 不正リスク対応基準との関係を踏まえた整理 (2/2)

- 「不正又は不正の疑い」に関する取扱いの明確化を契機として、監基報240における「不正による重要な虚偽表示を**示唆する状況**」及び「不正による重要な虚偽表示の**疑義**」の位置付けを改めて整理した。



(2) 監査基準報告書及び関連する公表物の起草方針に基づく対応

- 改正監基報240はISA 240と基本的に同内容になるよう起草しているが、以下の欠番項及びJP項を設けている。

	内容	項番号
欠番項 ^{*1}	パブリックセクター関連の条項を欠番としている。	A1、A69、A86、A116、A125、A170
	経営者の他にガバナンスに責任を有する者がいない場合の例を欠番としている。	A79
JP項 ^{*2}	「監査における不正リスク対応基準」に準拠して監査を実施する場合の日本独自項を追加している（前ページ参照）。	F19-2JP、F23-2JP、F26-2JP、F29-2JP、F54-2JP、F56-2JP、F56-3JP、F56-4JP、F63-2JP、F63-3JP、F64-2JP、F68-2JP、F68-3JP FA42-2JP、FA42-3JP、FA49-2JP、FA49-3JP、FA49-4JP、FA59-2JP、FA59-3JP、FA165-2JP、FA194-2JP、FA194-3JP、FA196-2JP

*1 欠番項：監査基準報告書等の基になった国際監査基準（ISA）等には含まれるものの、我が国の法令等を優先して適用しない規定

*2 JP項：監査基準報告書等の基になった国際監査基準（ISA）等には含まれないものの、JICPAが必要と認めて追加した規定

4. 監基報240の改正に伴う監基報等の適合修正

4. 監基報240の改正に伴う監基報等の適合修正

- 監基報240改正に伴い、参照先の項番号及び文言等の修正のため、以下35本の監基報等の改正を予定している。

1. 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」
2. 品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」
3. 監査基準報告書220「監査業務における品質管理」
4. 監査基準報告書230「監査調査」
5. 監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」
6. 監査基準報告書265「内部統制の不備に関するコミュニケーション」
7. 監査基準報告書300「監査計画」
8. 監査基準報告書315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」
9. 監査基準報告書330「評価したリスクに対応する監査人の手続」
10. 監査基準報告書450「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」
11. 監査基準報告書500「監査証拠」
12. 監査基準報告書505「確認」
13. 監査基準報告書530「監査サンプリング」
14. 監査基準報告書540「会計上の見積りの監査」
15. 監査基準報告書550「関連当事者」
16. 監査基準報告書580「経営者確認書」
17. 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」
18. 監査基準報告書610「内部監査人の作業の利用」
19. 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」
20. 監査基準報告書701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」
21. 監査基準報告書705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」
22. 監査基準報告書800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」
23. 監査基準報告書805「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」
24. 監査基準報告書900「監査人の交代」
25. 期中レビュー基準報告書第1号「独立監査人が実施する中間財務諸表に対するレビュー」
26. 期中レビュー基準報告書第2号「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」
27. レビュー業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」
28. 保証業務実務指針3000「監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する実務指針」
29. 監査基準報告書500実務指針第1号「イメージ文書により入手する監査証拠に関する実務指針」
30. 監査基準報告書560実務指針第2号「訂正報告書に含まれる財務諸表等に対する監査に関する実務指針」*1
31. 監査基準報告書700実務指針第1号「監査報告書の文例」*1
32. レビュー業務実務指針2431「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める部門財務情報に対するレビュー業務に関する実務指針」
33. 保証業務実務指針3402「受託業務に係る内部統制の保証報告書に関する実務指針」
34. 保証業務実務指針3701「非パブリック型のブロックチェーンを活用した受託業務に係る内部統制の保証報告書に関する実務指針」
35. 保証業務実務指針3702「情報セキュリティ等に関する受託業務のTrustに係る内部統制の保証報告書に関する実務指針」

*1 他の監査実務指針等の適合修正と合わせて別途対応予定



5. 適用時期

5. 適用時期

- 本報告書は、**2027年4月1日**以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。





6. 今後のスケジュール・ディスカッションポイント

6. 今後のスケジュール・ディスカッションポイント

- 今後のスケジュールは、以下を予定している。

時 期	内 容
2026年 7 月	公開草案公表 (コメント募集期間：1 か月)
未定	確定公表（関係各所と調整中）

《ディスカッションポイント》

- 監査基準報告書240の改正検討に当たって、留意すべき事項は何か。
- 確定公表後の周知活動について、留意すべき事項は何か。

●●信頼の力を未来へ
jicpa



監査基準報告書560「後発事象」の 改正（公開草案）の概要

第73回 監査・保証基準委員会有識者懇談会

2026年 7月 1日



目次

1. 本改正の経緯

2. 主な論点

(1) 財務諸表の公表の承認日

(2) 監査基準報告書及び関連する公表物の起草方針に基づく対応

(3) 監基報560改正に伴う他の監基報等の適合修正

3. 適用時期

4. 今後のスケジュール・ディスカッションポイント

1. 本改正の経緯

本改正の経緯

- 企業会計基準委員会（ASBJ）において、日本公認会計士協会（JICPA）が公表した実務指針等のうち会計に関する指針に相当すると考えられる記載の移管を行うことに焦点を当てて、後発事象に関する会計基準の開発が行われ、2026年1月9日にASBJから**企業会計基準第41号「後発事象に関する会計基準」**、**企業会計基準適用指針第35号「後発事象に関する会計基準の適用指針」**（以下、これらを合わせて「後発事象会計基準等」という。）**及び補足文書が公表**された。
- 後発事象会計基準等の公表を踏まえ、JICPAは同日付けで**監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」の廃止**を公表した。
- 上記の公表に伴い、JICPAでは、**監査基準報告書560「後発事象」の見直し**に関する検討を行った。

2. 主な論点

(1) 財務諸表の公表の承認日①

- 後発事象会計基準等では、**経営者による後発事象の評価期間の末日は、原則として「財務諸表の公表の承認日」としている**（企業会計基準第41号「後発事象に関する会計基準」第7項）。
- 改正前の監基報560の「財務諸表の承認日」と後発事象会計基準等の「財務諸表の公表の承認日」は、同一の概念であるが、両者が併存することにより、実務において混乱を招く可能性があるため、**後発事象会計基準等と合わせて「財務諸表の公表の承認日」とした。**

監基報560

改正前：財務諸表の承認日
(= 後発事象の評価期間の末日)

改正後：財務諸表の公表の承認日
(= 後発事象の評価期間の末日)

後発事象会計基準等

財務諸表の公表の承認日
(= 後発事象の評価期間の末日)

(1) 財務諸表の公表の承認日②

- 「財務諸表の公表の承認日」に関する適用指針のA2項において、以下の点を示した。
 - ▶ 財務諸表の公表の承認日は、経営者が財務諸表を作成する責任を果たした日付と考えられることから、通常、経営者確認書の日付となる旨を記載した。
 - ▶ 財務諸表の公表を予定しない場合においては、後発事象の評価期間の末日は、財務諸表を作成する監査契約上の責任を果たしたことを確認した日（確認日）となり、本報告書における「財務諸表の公表の承認日」を「確認日」と読み替えるものとした。
 - ▶ 会社法監査においても、「財務諸表の公表の承認日」を「確認日」と読み替えるものとした。
- 「財務諸表の公表の承認日」への変更に伴い、本報告書における財務諸表の「発行」という表現を「公表」に変更した。

(2) 監査基準報告書及び関連する公表物の起草方針に基づく対応

- 監査基準報告書及び関連する公表物の起草方針（監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」参照）に基づいて以下の修正を行った。

修正箇所	内容
全体	ISA 560と整合させるため、項番号及び欠番項の整理を行った。 欠番項*1は以下のとおり。 ・ A5項、A10項、A15項及びA19項（パブリックセクター関連の条項のため） ・ A14項（法令等により修正財務諸表の発行を要求されない法域における条項のため） なお、要求事項及び適用指針においてJP項*2はない。

*1 欠番項：監査基準報告書等の基になった国際監査基準（ISA）等には含まれるものの、我が国の法令等を優先して適用しない規定

*2 JP項：監査基準報告書等の基になった国際監査基準（ISA）等には含まれないものの、JICPAが必要と認めて追加した規定

(3) 監基報560改正に伴う他の監基報等の適合修正

- 監基報560改正に伴い、参照先の項番号及び文言等の修正のため、以下18本の監基報等の改正を予定している。
- | | |
|--|--|
| 1. 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」 | 10. 監査基準報告書706「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」 |
| 2. 監査基準報告書210「監査業務の契約条件の合意」 | 11. 監査基準報告書710「過年度の比較情報－対応数値と比較財務諸表」 |
| 3. 監査基準報告書230「監査調書」 | 12. 監査基準報告書720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」 |
| 4. 監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」 | 13. 監査基準報告書805「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」 |
| 5. 監査基準報告書540「会計上の見積りの監査」 | 14. 財務報告内部統制監査基準報告書第1号「財務報告に係る内部統制の監査」 |
| 6. 監査基準報告書580「経営者確認書」 | 15. 期中レビュー基準報告書第2号「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」 |
| 7. 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」 | 16. レビュー業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」 |
| 8. 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」 | 17. 監査基準報告書560実務指針第2号「訂正報告書に含まれる財務諸表等に対する監査に関する実務指針」*1 |
| 9. 監査基準報告書701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」 | 18. 監査基準報告書700実務指針第1号「監査報告書の文例」*1 |

*1 他の監査実務指針等の適合修正と合わせて別途対応予定



3. 適用時期

適用時期

- 本報告書は、**2027年4月1日**以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。





4. 今後のスケジュール・ディスカッションポイント

今後のスケジュール・ディスカッションポイント

- 今後のスケジュールは、以下を予定している。

時 期	内 容
2026年 7 月	公開草案公表 (コメント募集期間：1 か月)
2026年10月以降	確定公表 (他の監基報等の改正に併せて変更の可能性あり)



《ディスカッションポイント》

- 本公開草案について、ご意見はあるか。

●●信頼の力を未来へ
jicpa



監査基準報告書及び実務指針の改正（公開草案）の概要

－ 倫理規則の改正を踏まえた、専門家の業務の利用及び「公に取引されている事業体」に関する対応－

第73回 監査・保証基準委員会有識者懇談会

2026年 7月 1日



目次

1. 本改正の経緯
2. 主な改正内容
 - (1) 専門家の業務の利用に関する改正
 - (2) 「公に取引されている事業体」に関する改正
3. 適用時期
4. 今後のスケジュール・ディスカッションポイント

1. 本改正の経緯

本改正の経緯

(1) 専門家の業務の利用に関する改正：

- ▶ 2026年1月5日付けで、国際監査・保証基準審議会（IAASB）から「**IESBAの外部の専門家の利用プロジェクトに基づくIAASB基準の狭い範囲の改訂**」が公表された。本改訂では、業務実施者が、専門家の業務の利用に当たって、当該専門家が必要な適性、能力及び客観性を備えていない場合の対応が追加された。これは、IAASBの基準と改訂版 IESBA Codeの相互運用性(interoperability)を維持するための対応である。
- ▶ JICPAでは、IESBA倫理規程の改訂（2025年1月公表）を踏まえ、**2025年10月に外部の専門家の作業の利用に関する倫理規則の改正（公開草案）***を公表した。

* 本公開草案には、サステナビリティ保証業務に関する規定の追加に関する改正も含まれており、2026年7月定期総会にて承認後確定予定である。

(2) 「公に取引されている事業体」に関する改正：

- ▶ 2025年9月1日付けでIAASBから「**IESBA倫理規程の改訂に伴うISQM、ISA及びISRE 2400（改訂）の狭い範囲の改訂**」が公表された。本改訂では、IAASB基準において、「公に取引されている事業体（Publicly Traded Entity）」の定義が採用され、「上場企業（Listed Entity）」に対する規定を「公に取引されている事業体」に適用するよう変更された。
- ▶ JICPAでは、IESBA倫理規程の改訂（2022年4月公表）を踏まえ、**2024年7月に倫理規則において「上場事業体」及び「社会的影響度の高い事業体」の定義等の改正**を行った。

上記を踏まえ、**関連する監査基準報告書及び実務指針を改正**することとした。（改正対象は次ページ参照）

改正対象

	公表物	専門家	PTE*		公表物	専門家	PTE
1	監査基準報告書200 「財務諸表監査における総括的な目的」		○	12	監査基準報告書706 「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」		○
2	監査基準報告書220 「監査業務における品質管理」		○	13	監査基準報告書710 「過年度の比較情報－対応数値と比較財務諸表」		○
3	監査基準報告書260 「監査役等とのコミュニケーション」		○	14	監査基準報告書720 「その他の記載内容に関連する監査人の責任」		○
4	監査基準報告書265 「内部統制の不備に関するコミュニケーション」		○	15	監査基準報告書800 「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」		○
5	監査基準報告書315 「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」		○	16	監査基準報告書805 「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」		○
6	監査基準報告書510 「初年度監査の期首残高」		○	17	財務報告内部統制監査基準報告書第1号 「財務報告に係る内部統制の監査」		○
7	監査基準報告書600 「グループ監査における特別な考慮事項」		○	18	期中レビュー基準報告書第1号 「独立監査人が実施する中間財務諸表に対するレビュー」		○
8	監査基準報告書620 「専門家の業務の利用」	○		19	期中レビュー基準報告書第2号 「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」		○
9	監査基準報告書700 「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」		○	20	レビュー業務実務指針2400 「財務諸表のレビュー業務」	○	○
10	監査基準報告書701 「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」		○	21	保証業務実務指針3000 「監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する実務指針」	○	
11	監査基準報告書705 「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」		○	22	専門業務実務指針4400 「合意された手続業務に関する実務指針」	○	

*PTE：公に取引されている事業体（Publicly Traded Entity）

2. 主な改正内容

- (1) 専門家の業務の利用に関する改正
- (2) 「公に取引されている事業体」に関する改正

(1) 専門家の業務の利用に関する改正

● 監査基準報告書620「専門家の業務の利用」

- 監基報620第8項から第12項における要求事項*に関する**監査人の手続の種類、時期及び範囲を決定する際に考慮することが求められる事項**として、「**職業倫理に関する規定における専門家の業務の利用に関する規定の有無**」を追加する。（第7項）

* 監査人の利用する専門家の適性、能力及び客観性の評価、専門家の専門分野の理解、専門家との合意及び専門家の業務の適切性に係る評価に関する要求事項

- 監査人は、利用する専門家が監査人の目的に照らして**必要な適性、能力及び客観性を備えているかどうかを評価した結果、次のいずれかの場合**には、**当該専門家の業務を利用してはならない旨を追加**する。（第8-2項）
 - ▶ 当該専門家が**必要な適性や能力を備えていない場合**
 - ▶ 当該専門家の**客観性に対する阻害要因を除去又は許容可能な水準にまで軽減することができないと結論付けた場合**
- 上記に関連する**適用指針を追加**する。（A13-2項、A19-2項及びA19-3項）

- レビュー業務実務指針2400「財務諸表のレビュー業務」、保証業務実務指針3000「監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する実務指針」及び専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」においても、**監基報620と同様の規定を設ける**。

【参考】「倫理規則」の改正（定期総会に付議する予定の改正案）

- 2026年4月に公表した倫理規則（定期総会に付議する予定の改正案）では、監査、レビュー、サステナビリティ保証業務等の保証業務で外部の専門家の作業を利用する場合、利害関係者が外部の専門家の客観性に関してより一層高い期待を有しているため、**客観性を評価する際の追加的な対応策**が規定されている。
- 依頼人が社会的影響度の高い事業体（PIE）であるかどうかに応じ、**外部の専門家が知り得る限りの以下の全ての情報を書面で提出**するよう依頼（R390.12項及びR390.14項）
- 当該**情報**を基に、関連する事項（第390.8 A5項及び第390.18 A2項）を踏まえて、客観性を評価

依頼人	【】内を対象として書面提出が求められる情報（番号は倫理規則の項番号を示す）	
PIEではない場合 R390.12項 R5390.12項 （3項目）	【外部の専門家、その家族又は当該外部の専門家が所属する組織】 ① 事業体に対する直接的な金銭的利益又は間接的だが重要な金銭的利益 ② 事業体について実施している作業に関連して有する可能性のある、実在の、又は潜在的な利益相反	
	【外部の専門家又は当該外部の専門家が所属する組織】 ③ 事業体との間の、過去又は現在の業務	
PIEである場合 R390.14項 R5390.14項 （15項目）	【外部の専門家、その家族又は当該外部の専門家が所属する組織】 ① 事業体に対する直接的な金銭的利益又は間接的だが重要な金銭的利益 ② 事業体に対して行うローン又はローンの保証 ③ 銀行その他の金融機関である事業体から受け入れたローン又はローンの保証 ④ 銀行その他の金融機関ではない事業体から受け入れたローン又はローンの保証 ⑤ 事業体又はその経営者との間の密接なビジネス上の関係 ⑧ 事業体から受領した贈答その他の経済的利益 ⑭ 事業体について実施している作業に関連して有する可能性のある、実在の、又は潜在的な利益相反	【外部の専門家又は当該外部の専門家が所属する組織】 ⑥ 事業体との間の、過去又は現在の業務 ⑦ 事業体から受領すべき、又は最近受領した、報酬、成功報酬又は報酬の依存度 ⑨ 事業体との間の、実在の、又は潜在的な訴訟 ⑫ 事業体を擁護する過去の公式声明 ⑮ 事業体に関与する期間の長さ
		【外部の専門家の家族又は当該外部の専門家が所属する組織の経営者】 ⑪ 現在又は過去に従事していた、事業体の役員若しくはこれに準ずる者としての職位又は会員が意見若しくは結論を表明する当該事業体の財務情報若しくは非財務情報、若しくはそのような情報の基礎となる記録の作成に重要な影響を及ぼす従業員としての職位
	【外部の専門家】 ⑩ 現在又は過去に事業体の役員若しくはこれに準ずる者又は従業員として就いていた職位	【その他】 ⑬ 外部の専門家が所属する組織の所有者と事業体との利害及び関係の内容及び程度

（出典）倫理規則・倫理規則実務ガイダンスの改正概要（2026年4月30日公表） [URL](#)

(2) 「公に取引されている事業体」に関する改正

- 対象の監査基準報告書等において、主に以下の見直しを行う。
 - **上場企業の用語を公に取引されている事業体の用語に変更**する。
 - 従来、上場企業の監査報告書にのみ記載が求められていた**独立性に関する事項の記載**を、**公に取引されている事業体の監査報告書においても求める**。
公に取引されている事業体以外の事業体の監査報告書においては、監査役等に独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したことの報告を行う旨の記載を**新たに求める**。

公に取引されている事業体の監査報告書（抜粋）（※）	公に取引されている事業体 以外 の事業体の監査報告書（抜粋）
財務諸表監査における監査人の責任 （省 略） 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。	財務諸表監査における監査人の責任 （省 略） 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したことについて報告を行う。

（※）上場企業の監査報告書の記載は現行と変更なし。



3. 適用時期

適用時期

対象公表物	適用時期
専門家の業務の利用に関する改正対象 (監基報620、レビュー実2400、保証実3000及び専門実4400)	● 次の業務に対して適用する。なお、倫理規則（2026年 月 日改正）を早期適用する場合には、併せて本報告書も早期適用する。 ■ 2027年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査又はレビュー業務及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査又はレビュー業務 ■ 2027年4月1日以降に契約を締結する保証業務又は合意された手続業務から適用する。
「公に取引されている事業体」に関する改正対象	● 2027年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。（早期適用可）



4. 今後のスケジュール・ディスカッションポイント

今後のスケジュール・ディスカッションポイント

今後のスケジュール

時 期	内 容
2026年 7 月	公開草案公表 (コメント募集期間：1 か月)
2026年10月以降	確定公表予定（他の監基報等の改正に併せて変更の可能性あり）

《ディスカッションポイント》

- 監査基準報告書及び実務指針の改正（公開草案）について、ご意見はあるか。

●●信頼の力を未来へ
jicpa



IAASBの活動状況

－ IAASB 2025年12月ボード会議以降の活動状況 －

第73回 監査・保証基準委員会有識者懇談会

2026年7月1日

目次

1. IAASBの主なスケジュール（2024年～2027年）
2. 2025年12月以降のIAASBボード会議の主な議題
3. 監査証拠及びリスク対応
4. ISA 500シリーズの一部の基準
5. ISRE 2410「独立監査人が実施する期中財務情報のレビュー」
6. テクノロジーに関する品質マネジメント
7. その他の主な承認審議の内容

1. IAASBの主なスケジュール（2024年～2027年）

プロジェクト名	2024年				2025年				2026年				2027年			
	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月	3月	6月	9月	12月
監査証拠及びリスク対応	情報 収集			PP					ED				承認			
ISA 500シリーズ					情報 収集			PP			ED					
ISA 320												情報 収集			PP	
ISRE 2410					PP			ED *1				承認				
テクノロジー・ポジション			確定 *2													
テクノロジー（品質マネジメント）					情報 収集			PP *3				承認 *3				
ISA 540（改訂）適用後レビュー						情報 収集										
ISA 315（2019年改訂）適用後レビュー											情報 収集					
ISA for LCEのメンテナンス							PP		ED				承認			
2028年から2031年のIAASB及びIESBAの 戦略及び作業計						情報 収集				ED				承認		

PP: プロジェクト・プロポーザルの承認（予定） ED: IAASBボードでの公開草案又はコンサルテーションペーパー承認（予定） 承認: IAASBボードでの最終承認（予定）

*1: 2026年5月にISRE 2410（改訂）の公開草案が公表された。

*2: テクノロジー・ポジションを2024年9月に確定し、定期的にアップデート予定

*3: アクション案を2026年3月に承認、ガイド・シリーズを2027年7月6日に承認予定

2. 2025年12月以降のIAASBボード会議の主な議題

2025年12月ボード会議

- 開催日
2025年12月8日～11日
- 主な議題
 - ▶ 監査証拠及びリスク対応
 - ▶ 国際監査基準（ISA）500シリーズの一部の基準
 - ▶ 国際レビュー業務基準（ISRE）2410
 - ▶ テクノロジー品質マネジメント
 - ▶ 2028年から2031年のIAASB及びIESBAの戦略及び作業計画
 - ▶ 国際監査基準（ISA）540（改訂）の適用後レビュー計画
 - ▶ 複雑でない企業の監査向け国際監査基準（ISA for LCE）

2026年3月ボード会議

- 開催日
2026年3月16日～19日
- 主な議題
 - ▶ 監査証拠及びリスク対応
 - ▶ 国際監査基準（ISA）500シリーズの一部の基準
 - ▶ 国際レビュー業務基準（ISRE）2410
 - ▶ テクノロジー品質マネジメント
 - ▶ 複雑でない企業の監査向け国際監査基準（ISA for LCE）

2026年5月ボードコール

- 開催日
2026年5月6日
- 主な議題
 - ▶ 監査証拠及びリスク対応

3. 監査証拠及びリスク対応

● プロジェクト概要

- ▶ 2022年9月に公表された**ISA 500「監査証拠」**改訂の公開草案に対して、**ISA 330「評価したリスクに対応する監査人の手続」**及び**ISA 520「分析的手続」**等も合わせて見直すべきという意見があったことに対応し、監査証拠とリスク対応の双方に対応する新たなプロジェクトとして検討が行われている。

● 12月及び3月ボード会議並びに5月のボードコールでの審議の概要

- ▶ 公開草案の公表に向けて、主に以下のテーマについて議論された。
 - ◆ **分析の実証手続**
 - ・ 計上された金額と監査人の推定値との差異に対して、追加的な調査を行わなくても監査上許容できる差異の金額は手続実施上の重要性以下とすることが議論された。
 - ◆ **情報の信頼性に関する内部統制の運用評価手続**
 - ・ 監査証拠として利用することを予定する情報の信頼性を評価するため、内部統制の運用評価手続又は他の手続の実施を求める要求事項をISA 500に追加する案が議論された。
 - ◆ **テクノロジー・ツールを利用する際の考慮事項に関する付録**
 - ・ テクノロジー・ツールの利用に関連する考慮事項をISA 500の付録として設ける案が議論された。
- ▶ 3月のボード会議で改訂基準案の全体が議論され、5月のボードコールで追加の議論が行われた。
- ▶ 2026年6月に、基準の公開草案の承認審議が行われる予定である。

4. ISA 500シリーズの一部の基準

● プロジェクト概要

- ▶ テクノロジーの利用による影響を含め、現在の企業及び監査環境を反映するため、**ISA 501「特定項目の監査証拠」**及び**ISA 505「確認」**の改訂プロジェクトを行うことを予定している。

● 12月及び3月ボード会議での審議の概要

- ▶ 主に以下に関する論点を検討するプロジェクト・プロポーザル案の検討が行われ、全会一致で承認された。

ISA 501	ISA 505
● 棚卸資産に関連した企業及び監査人によるテクノロジーの利用による影響 ● 棚卸立会の概念（リモート棚卸立会含む）の明確化 ● リスク・アプローチの概念との整合性の確保 ● 第三者の保管と管理下にある棚卸資産 ● 棚卸資産に関して入手する監査証拠の十分性及び適切性 ● 上記論点に関連した、職業的専門家としての懐疑心の必要性の強調	● 外部確認手続におけるテクノロジー及び仲介業者の利用による影響 ● 消極的確認 ● 外部確認手続だけでは不十分な場合の明確化 ● 確認方法の多様化も踏まえた回答の信頼性 ● 外部確認手続実施の必要性の検討 ● 未回答及び確認差異 ● 上記論点に関連した、職業的専門家としての懐疑心の必要性の強調

※ 当初はISA 530「監査サンプリング」も改訂プロジェクトの対象とすることが検討されていたが、議論の結果、対象に含めないこととなった。

- ▶ 2026年12月に、基準の公開草案の承認審議が行われる予定である。

5. ISRE 2410「独立監査人が実施する期中財務情報のレビュー」

● プロジェクト概要

- ▶ ISRE 2410は2005年に公表されて以来、実質的な改訂が行われていない。そこで、期中レビュー業務の一貫した実施のためのグローバルベースラインを設定するため、ISRE 2410の現代化・改訂を行う。

● 12月及び3月ボード会議での審議の概要

- ▶ 公開草案のドラフト全体について議論が行われ、3月のボード会議で「ISRE 2410（改訂）：公開草案」の審議がなされ、全会一致で承認された。
- ▶ 主に議論された事項は以下の通り（内容の詳細は、資料No 945「ISRE 2410改訂（公開草案）の概要」参照）
 - ◆ 重要性の関連規定
 - ◆ グループ期中レビュー
 - ◆ 継続企業的前提（レビュー手続、期中レビュー報告書の記載）
- ▶ 公開草案は2026年5月6日に公表され、コメント募集（120日間）が行われる。
- ▶ 基準の最終化承認審議は、2027年3月を予定している。
- ▶ 適用時期については、最短で最終基準の承認後18ヵ月後から開始する事業年度に係る期中レビュー業務から適用とすることを予定している。

6. テクノロジーに関する品質マネジメント

● プロジェクト概要

- ▶ AIを含めた新興テクノロジーに関連した品質マネジメント基準の適用について、アクションの検討を行っている。

● 12月及び3月ボード会議での審議の概要

- ▶ 12月のボード会議において、規範性の無い公表物の策定を行うことで合意し、3月のボード会議では、「テクノロジーに関する品質マネジメントー 規範性の無い公表物を策定するためのアクション案」が提示され、全会一致で承認された。
- ▶ ガイダンス文書は以下の3つのテーマに分けて策定される。具体的なトピックや策定の順番は今後の議論により決定される予定。

テーマ1	第三者が開発した基盤モデル及びソリューションを選択及び承認する際の事務所レベルでの品質マネジメント上の考慮事項
テーマ2	第三者が開発した基盤モデル及びソリューションをベースにテクノロジー・ツールを事務所が開発、実装及び構成する際の品質マネジメント上の考慮事項
テーマ3	業務レベルにおける、手続実施の際のツール利用に関する品質マネジメント上の考慮事項

- ▶ 草案の策定及び承認審議は段階的に行われ、最終的に、2027年6月ボード会議で全ての承認審議を完了させる予定。
- ▶ テクノロジーに関する課題について、基準設定・規範性の無い公表物の策定のいずれで対応するのか判断するための考慮事項や、規範性のない公表物策定のアプローチを記載した文書についても、併せて全会一致で承認された。

7. その他の主な承認審議の内容

2028年から2031年のIAASB及び IESBAの戦略及び作業計画

概要

- ▶ 2028年から2031年の戦略及び作業計画の策定に向けて、利害関係者の見解を聞くためオンライン調査を行った上で、戦略及び作業計画の案に関するコンサルテーション・ペーパーの策定を行う。

12月ボード会議での審議の概要

- ▶ オンライン調査に関しては、IAASBとIESBAの共同調査としてその内容が全会一致で承認された。
- ▶ 2026年1月21日に共同オンライン調査が公表され（コメント期限：5月15日）、JICPAでもコメントを取りまとめて回答した。

複雑でない企業の監査 (ISA for LCE)

概要

- ▶ 2025年12月15日以降開始事業年度から適用が開始されたISA for LCE（2023年9月公表）について、改訂方針の策定を行う。

12月ボード会議での審議の概要

- ▶ 適用後3年目以降のISA for LCEの改訂に関する基本方針と、第1回目の改訂に関するプロジェクト・プロポーザルの承認審議が行われた。基本方針はボードメンバー16名中15名が賛成、1名が反対、プロジェクト・プロポーザルは全会一致で承認された。

ISA 540（改訂）の 適用後レビュー計画

概要

- ▶ 2019年12月15日以降開始事業年度から適用されているISA 540（改訂）に関する適用後レビューを行う。

12月ボード会議での審議の概要

- ▶ 公開コンサルテーション調査文書の承認審議が行われ、全会一致で承認された。
- ▶ 2026年2月17日にコンサルテーション調査文書が公表された。（コメント期限：6月15日）

●●信頼の力を未来へ
jicpa



IAASB 公開草案 ISRE 2410（改訂） 「独立監査人が実施する期中財務情報のレビュー」 の概要

第73回 監査・保証基準委員会有識者懇談会
2026年7月1日

目次

1. 公開草案の背景等
2. 優先課題と改訂におけるアプローチ
3. 主な論点
4. ディスカッションポイント

1. 公開草案の背景等

(背景及び目的)

- ISRE 2410は2005年に公表されて以来、実質的な改訂が行われていない。
- そこで、期中レビュー業務の一貫した実施のためのグローバルベースラインを設定するため、ISRE 2410の現代化・改訂が行われている。

(スケジュール)

- 2026年5月6日：公開草案公表
- 2026年9月3日：公開草案へのコメント提出期限
- 2027年6月：最終基準の承認予定

(適用日)

- 最短で、最終基準の承認後18か月後から開始する事業年度に係る期中レビュー業務から適用とすることを予定している。

2. 優先課題と改訂におけるアプローチ

- 改訂において対処された優先課題と主な具体的アクションは以下の通りである。

優先課題	主な具体的アクション
期中レビュー業務の原則及び概念の明瞭化	クラリティ起草方針適用、他の基準との関係の明瞭化
想定利用者の期待に対応したISRE 2410の現代化	<u>継続企業</u> 、 <u>グループ期中レビュー</u> 、不正及び違法行為、その他の記載内容
期中レビュー報告書及びコミュニケーションの強化	期中レビュー報告書の様式、 <u>継続企業</u>
指摘されている実務的な課題への対応	<u>重要性</u> 、初年度適用

- 以下のアプローチにより改訂作業が行われた。
 - ▶ クラリティ起草方針の適用
 - ▶ 2005年におけるISRE 2410の改訂以降に行われた他のIAASB基準の強化について、公共の利益の観点から期中レビュー業務に関連するかどうかを検討
 - ▶ 改訂の目的に照らして、さらに追加すべき内容を検討

①重要性

（重要性の基準値の決定）

- 現行のISRE 2410には、重要性の基準値の決定に関する明示的な要求事項は含まれていない。
- 公開草案では、監査人に対し、期中財務情報全体に対する重要性の基準値を決定し、当該基準値をレビュー手続の立案及びレビュー手続の結果を評価する際に適用することが求められている（第41項）。
- 適用指針において、ISA 320「監査の計画及び実施における重要性」における原則及び概念に基づく説明が設けられ、以下が強調されている（A66項からA70項）。
 - ▶ 重要性の基準値は年次財務情報ではなく期中財務情報に照らして決定されること。
 - ▶ 定性的な要因及び定量的な要因を考慮すること、また期中財務情報に関する利用者のニーズにフォーカスすることが重要であること。

（虚偽表示の評価）

- 公開草案では、個別又は集計して、未修正の虚偽表示が期中財務情報に対して重要であるかどうか評価することが求められている（第85項）（現行のISRE 2410と同様の要求事項）。

3. 主な論点

①重要性

- 以下の適用指針が設けられている。

英文	和文
41. The auditor shall determine materiality for the interim financial information as a whole, and apply this materiality in designing review procedures and evaluating the results obtained from those procedures. (Ref: Para. A66-A70)	41. 監査人は、期中財務情報全体に対する重要性の基準値を決定し、当該重要性の基準値を、レビュー手続の立案及び手続から得られた結果の評価に適用しなければならない（A66項からA70項参照）。
A68. In the audit of the entity's annual financial statements, the auditor may have applied a percentage to a chosen benchmark as a starting point in determining a quantitative materiality for the financial statements as a whole. ¹⁶ In an interim review engagement, the auditor may decide to use the same benchmark and an appropriate percentage as a starting point in determining a quantitative materiality for the interim financial information as a whole, or may consider other factors.	A68. 年度監査において、監査人は、財務諸表全体に対する定量的な重要性の基準値の決定の出発点として、選択した指標に対して特定の割合を適用する場合がある。期中レビュー業務において、監査人は、期中財務情報に対する定量的な重要性の基準値の決定の際の出発点として、期末監査と同じ指標及び適切な割合を使用すると判断する、又は他の要因を考慮する場合がある。

②グループ期中レビュー

- 現行のISRE 2410では、グループ期中レビュー業務に関する要求事項は扱われていない。
- 公開草案には、以下に関する要求事項が含まれている。
 - ✓ 構成単位の監査人が関与する場合、グループ監査人は、構成単位の監査人が実施する作業の種類、時期及び範囲を決定すること（第39項）。
 - ✓ 構成単位の監査人が関与する場合、グループ監査人は、構成単位の監査人に対して、実施する作業、及び作業結果に関してグループ監査人に報告することが期待される事項について、コミュニケーションを行うこと（第40項）。
 - ✓ 監査人は、グループ期中財務情報が連結精算表並びに重要な連結修正仕訳及び調整の記録と一致していること又は整合していることについて証拠を入手すること（第69項）。
 - ✓ 構成単位の監査人が関与する場合、グループ監査責任者は、構成単位の監査人が職業倫理に関する規定を遵守したかどうか確認することについての責任を有すること（第94項(a)）。

③継続企業の前提 – レビュー手続

- 現行のISRE 2410では、継続企業の前提に関する経営者の評価の変更について質問を実施し、また、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に気付いた場合には、経営者の対応策や実行可能性等について質問を実施し、期中財務情報における注記の適切性を検討することが求められている。
- 公開草案では、期中レビュー業務は限定的保証業務であることを考慮した上で、ISA 570（2024年改訂）「継続企業」における原則を反映する形で、以下の規定が設けられている。
 - ▶ 経営者が継続企業の前提の評価を行っているかどうかについて質問を実施すること（第58項）
 - ◆ 経営者による継続企業の前提の評価が財務諸表の承認日から12か月に満たない場合、**少なくとも期中財務情報の承認日から12か月間に延長するよう求める**ことが要求されている（第60項）。
 - ▶ 直近の年次財務諸表監査又は期中レビュー時と比較した、継続企業の前提の評価に使用した方法等の重要な変更、事象又は状況の変化等について質問を実施すること（第62項）
 - ▶ 質問及び他のレビュー手続の結果、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に気付いた場合には、経営者の対応策について質問を実施し、**当該対応策の実行可能性等を検討**し、また、状況に応じて必要な**追加手続を行うかどうか検討**すること（第63項）
 - ▶ **継続企業の前提に基づき期中財務情報を作成することが適切でないと信じさせる事項が認められなかったかどうか、及び、重要な不確実性が認められなかったかどうかについて評価すること**（第64項）
 - ▶ 継続企業の前提に関する注記事項の適切性について評価すること（第65項）

④ 継続企業の前提 - 期中レビュー報告書

- ISA 570（2024年改訂）では、監査報告書において、継続企業の前提に関する監査人の結論に相当する記載を行うことが求められている。そこで、期中レビュー報告書においても、期中財務情報に対する限定的保証業務であることを考慮した形で、以下に関する**監査人の結論に相当する記載**を要求することが提案されている（次スライド参照）。

3. 主な論点

④継続企業の前提 - 期中レビュー報告書

(無限定の結論の状況における主な要求事項)

状況	期中レビュー報告書における記載
期中会計期間において継続企業の前提に関する重要な不確実性を示す事項は認められない。	■ 「継続企業」区分において、以下を記載する（第108項）。 ① 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切でない信じさせる事項は認められなかった旨 ② 重要な不確実性を示す事項は認められなかった旨 ③ 監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、企業が将来にわたって事業活動を継続することを保証するものではない旨
- 直近の年次財務諸表に対する監査報告書に「継続企業の前提に関する重要な不確実性」区分が含まれている。 - 関連する事象又は状況が期中会計期間において引き続き存在し、重要な不確実性について適切に注記されている。	■ 「継続企業の前提に関する重要な不確実性」区分に以下を記載する（第109項）。 ・ 年次財務諸表の関連する注記への参照、及び年次財務諸表に対する監査報告書に「継続企業の前提に関する重要な不確実性」区分が含まれる旨 ・ 期中財務情報の関連する注記への参照、及び重要な不確実性が認められる旨 ・ 当該事項は監査人の結論に影響を及ぼすものではない旨 ・ 上記①及び③で要求されている事項
- 直近の年次財務諸表に対する監査報告書に「継続企業の前提に関する重要な不確実性」区分が含まれていない。 - 期中会計期間において新たに重要な不確実性が認められ、適切に注記されている。	■ 「継続企業の前提に関する重要な不確実性」区分に以下を記載する（第110項）。 ・ 期中財務情報の関連する注記への参照、及び重要な不確実性が認められる旨 ・ 当該事項は監査人の結論に影響を及ぼすものではない旨 ・ 上記①及び③で要求されている事項

※下線部は我が国における監査の基準と比較して新たに記載が求められる事項

4. ディスカッションポイント

- 重要性の基準値の決定に関する要求事項及び適用指針について懸念する事項はあるか。
- 継続企業の前提に関する経営者の評価期間が期中財務情報の承認日から12か月に満たない場合、**評価期間を期中財務情報の承認日から少なくとも12か月に延長するよう経営者に求めるという提案**（スライド8）についてどのように考えるか。
- その他、ISRE 2410（改訂）の公開草案について、懸念する事項はあるか。

【参考】継続企業の前提－レビュー手続（日本基準）

期中レビュー基準報告書第1号「独立監査人が実施する中間財務諸表に対するレビュー」

27. 監査人は、前事業年度の決算日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められた場合と、前事業年度の決算日において、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められなかったものの、当中間会計期間において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を認めた場合に、適切な期中レビュー手続を実施しなければならない（「期中レビュー基準」第二 実施基準 10 参照）。

(1) 前事業年度の決算日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められた場合、監査人は、当中間会計期間における事象又は状況の変化並びにこれらに係る経営者の評価及び対応策の変更について質問等を行わなければならない。（略）

(2) 前事業年度の決算日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在したものの、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められなかった場合、監査人は、当中間会計期間における事象又は状況の変化並びにこれらに係る経営者の評価及び対応策の変更について質問等を行わなければならない。（略）

(3) 前事業年度の決算日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しなかったものの、当中間会計期間において実施した質問、議事録等の閲覧及び分析的手続等の期中レビュー手続の結果、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を認めた場合は、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるかどうかについて慎重に検討しなければならない。

【参考】継続企業の前提－レビュー手続（日本基準）

期中レビュー基準報告書第1号「独立監査人が実施する中間財務諸表に対するレビュー」

28. 監査人は、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関し、合理的な期間について経営者が行った評価及び対応策について検討しなければならない。（略）

29. 合理的な期間については、第27項(1)で大きな変化がない場合には、監査人は経営者に、当中間会計期間の決算日の翌日から、前事業年度における評価の対象となった期間の末日までの評価を求め、かつ、少なくとも当中間会計期間の事業年度の末日までの対応策を求めなければならない。

30. 第27項(1)で大きな変化がある場合、同(2)では大きな変化の有無にかかわらずこれに該当する場合、又は同(3)に該当する場合には、監査人は経営者に対し、当該中間会計期間末から1年間の経営計画の提出までは必ずしも求める必要はないが、当中間会計期間の決算日の翌日から少なくとも1年間の期間における評価を求め、かつ、少なくとも当中間会計期間の事業年度の末日までの対応策を求めなければならない。（略）

●●信頼の力を未来へ
jicpa



監査実務指針等の適合修正の実施について

第73回 監査・保証基準委員会有識者懇談会

2026年7月1日



目次

1. 直近の適合修正（7月公開草案予定）

（1）品基報第1号^{*1}及び品基報第2号^{*2}の改正に伴う報告書の適合修正

（2）監基報570^{*3}の改正に伴う報告書等の適合修正

上記以外にも、7月に公表する予定のものとして、監査基準報告書240「財務諸表監査における不正」及び監査基準報告書560「後発事象」の改正に伴う適合修正を行う予定である。
【監基報240資料No.936、監基報560資料No.939を参照】

2. 今後の適合修正（12月以降公開草案・確定予定）

（1）品基報第1号における「監査事務所」の定義見直しに伴う保証業務実務針等の適合修正

（2）監基報の改正等に伴う監基報560実2^{*4}及び監基報700実1^{*5}の適合修正

（3）金融商品取引法の改正に伴う適合修正

*1 品質管理基準報告書第1号「事務所における品質管理」

*2 品質管理基準報告書第2号「業務に係る審査」

*3 監査基準報告書570「継続企業」

*4 監査基準報告書560実務指針第2号「訂正報告書に含まれる財務諸表等に対する監査に関する実務指針」

*5 監査基準報告書700実務指針第1号「監査報告書の文例」



1. 直近の適合修正（7月公開草案予定）

(1) 品基報第 1 号及び品基報第 2 号の改正に伴う報告書の適合修正

● 経緯

- ▶ JICPAは、2026年 3 月18日付けで、以下の報告書の改正を公表した（[リンク](#)）。
 - 品質管理基準報告書第 1 号「事務所における品質管理」（以下「品基報第 1 号」という。）
 - 品質管理基準報告書第 2 号「業務に係る審査」（以下「品基報第 2 号」という。）
- ▶ 上記報告書の改正に伴い、**監査基準報告書及びレビュー基準報告書の適合修正**を行う。

● 主な適合修正の内容

- ▶ 監査基準報告書等内に記載されている品基報名称の修正
- ▶ 監査基準報告書230「監査調書」、レビュー基準報告書第 2 号「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」に記載されている品基報第 1 号のA83項（業務ファイルの最終的な整理を完了する期限）の参照箇所の修正
- ▶ 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」の付録 5 用語集の更新

● 適合修正対象（スライド 6 参照）

● スケジュール

- ▶ 2026年 7 月公開草案、2026年10月以降確定予定（他の監基報等の改正に併せて変更の可能性あり）

(2) 監基報570の改正に伴う報告書等の適合修正

● 経緯

- ▶ JICPAは、2025年12月15日付けで、監査基準報告書570「継続企業」（以下「監基報570」という。）の改正（公開草案）を公表した（[リンク](#)）。
なお、本報告書は、確定時期未定（関係各所と調整中）である。
- ▶ 上記報告書の改正に伴い、**監査基準報告書等の適合修正**を行う。

● 主な適合修正の内容

- ▶ 用語、参照項等の修正
- ▶ 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」等において、監査報告書における取扱いについて所要の見直しを実施：重要な不確実性が認められないと結論付けた場合の「継続企業の前提」区分の記載、また、意見不表明とした場合に「継続企業の前提」及び「継続企業の前提に関する重要な不確実性」区分を設けてはならず、経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することの適切性及び重要な不確実性が認められるか否かを結論付けることができない旨の記載を追加
- ▶ 監査基準報告書580「経営者確認書」の付録（記載例）について所要の見直しを実施

● 適合修正対象（スライド6参照）

● スケジュール

- ▶ 2026年7月公開草案、確定時期未定（改正監基報570確定と同時に確定予定）

適合修正対象（7月公開草案公表予定）

	適合修正対象	品基報	継続企業		適合修正対象	品基報	継続企業
1	監査基準報告書（序） 「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」	○	○	16	監査基準報告書700 「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」	○	○
2	品質管理基準報告書第1号 「監査事務所における品質管理」		○	17	監査基準報告書701 「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」		○
3	監査基準報告書200 「財務諸表監査における総括的な目的」	○		18	監査基準報告書705 「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」		○
4	監査基準報告書210 「監査業務の契約条件の合意」	○	○	19	監査基準報告書706 「独立監査人の監査報告書における強調事項区分とその他の事項区分」		○
5	監査基準報告書220 「監査業務における品質管理」	○	○	20	監査基準報告書710 「過年度の比較情報－対応数値と比較財務諸表」		○
6	監査基準報告書230 「監査調査」	○	○	21	監査基準報告書720 「その他の記載内容に関連する監査人の責任」		○
7	監査基準報告書260 「監査役等とのコミュニケーション」	○	○	22	監査基準報告書800 「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」		○
8	監査基準報告書315 「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」		○	23	監査基準報告書805 「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」		○
9	監査基準報告書450 「監査の過程で識別した虚偽表示の評価」		○	24	監査基準報告書810 「要約財務諸表に関する報告業務」		○
10	監査基準報告書510 「初年度監査の期首残高」		○	25	監査基準報告書900 「監査人の交代」	○	○
11	監査基準報告書540 「会計上の見積りの監査」		○	26	監査基準報告書910 「中間監査」	○	
12	監査基準報告書560 「後発事象」		○	27	期中レビュー基準報告書第1号 「独立監査人が実施する中間財務諸表に対するレビュー」	○	○
13	監査基準報告書580 「経営者確認書」		○	28	期中レビュー基準報告書第2号 「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」	○	
14	監査基準報告書600 「グループ監査における特別な考慮事項」	○	○	29	レビュー業務実務指針2400 「財務諸表のレビュー業務」		○
15	監査基準報告書620 「専門家の業務の利用」	○		30	監査基準報告書540実務ガイダンス第1号 「金融商品の監査における特別な考慮事項（実務ガイダンス）」		○



2. 今後の適合修正（12月以降公開草案・確定予定）

(1) 品基報第1号における「監査事務所」定義見直しに伴う保証業務実務指針等の適合修正

● 経緯

- ▶ 以下の実務指針について、品基報第1号の改正（2026年3月公表）における「監査事務所」の定義の見直しを踏まえた適合修正を行う予定である。
 - レビュー業務実務指針2400シリーズ
 - 保証業務実務指針3000シリーズ
 - 専門業務実務指針4400シリーズ

● スケジュール（予定）

- ▶ 2026年12月公開草案、2027年3月確定見込み

(2) 監基報の改正等に伴う監基報560実 2 及び監基報700実 1 の適合修正

● 経緯

- ▶ 次の二つの実務指針について、適合修正を行う予定である。
- ▶ 本適合修正は、監基報240、監基報560、監基報570等の改正や関連する規則等の改正（2024年改正企業内容等開示ガイドライン等）を踏まえて実施するものである。
 - 監査基準報告書560実務指針第 2 号「訂正報告書に含まれる財務諸表等に対する監査に関する実務指針」
 - 監査基準報告書700実務指針第 1 号「監査報告書の文例」

● スケジュール（予定）

- ▶ 2026年12月公開草案、2027年 3 月確定見込み

(3) 金融商品取引法の改正に伴う適合修正

● 経緯

- ▶ 2026年4月10日、「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会へ提出された。
- ▶ 本改正に伴い、以下の**条文番号が変更**されるため、関連する監査基準報告書及び実務指針の**適合修正**を行う予定である。

項目	改正前	改正後
公認会計士又は監査法人による監査証明	第193条の2	第26条の3
法令等違反事実発見への対応	第193条の3	第26条の41

● スケジュール

- ▶ 順次対応予定

●●信頼の力を未来へ
jicpa



監査・保証に関連する公表物・周知活動 (2025年12月から2026年6月)

監査実務指針等

- レビュー基準報告書第1号「独立監査人が実施する中間財務諸表に対するレビュー」、同第2号「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」及びレビュー基準報告書第2号実務ガイダンス第1号「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める四半期財務諸表等に対する期中レビューに関するQ & A（実務ガイダンス）」の改正（[🔗](#)）
- 品質管理基準報告書第1号「事務所における品質管理」及び同第2号「業務に係る審査」の改正（改正後名称）（[🔗](#)）
- サステナビリティ保証業務実務指針5000「サステナビリティ情報の保証業務に関する実務指針」の公表（[🔗](#)）
- 監査基準報告書700実務ガイダンス第3号の公表「事業報告等と有価証券報告書の一体書類に含まれる財務諸表等に対する監査報告書に係る実務ガイダンス（2026年4月版）」及び監査基準報告書700実務ガイダンス第2号「事業報告等と有価証券報告書の一体開示に含まれる財務諸表に対する監査報告書に係る実務ガイダンス」の廃止（[🔗](#)）
- 監査基準報告書560実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」の廃止（[🔗](#)）
- 監査基準報告書570「継続企業」の改正（公開草案）（[🔗](#)）



監査・保証に関連する公表物・周知活動 (2025年12月から2026年6月)

サステナビリティ関係

- サステナビリティ保証業務実務指針5000に関する解説動画 ([🔗](#))
- 品質管理基準報告書第1号及び同第2号に関する解説動画 ([🔗](#))
- 国際サステナビリティ保証基準 (ISSA) 5000「サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」ウェビナーシリーズ1～3 (日本語吹き替え版) ([🔗](#))
- 国際サステナビリティ保証基準 (ISSA) 500「サステナビリティ保証業務の一般的要求事項」結論の根拠、適用ガイド、ファクトシート及びよくある質問の翻訳 ([🔗](#))
- サステナビリティ及び外部の専門家の作業の利用等に関する「倫理規則」の改正 (定期総会に付議する予定の改正案の公表) 等の改正 ([🔗](#))
- 「サステナビリティ、外部の専門家の作業の利用及びタックス・プランニング業務に関する倫理規則実務ガイダンス」並びに「倫理規則の基本原則・概念的枠組み」の解説 ([🔗](#))

IAASB関係

- 2026年3月IAASBボード会議及び5月ボードコールの概要説明動画 ([🔗](#))
- 2025年12月IAASBボード会議の概要説明動画 ([🔗](#))

サステナビリティ
特設ページ



※ [🔗](#)マークをクリックすると、該当のウェブサイトページに遷移します。



JICPA_監査・保証関連情報 (@jicpa_audit)

